

ごみ収集車規格指示書（2トン車）

1 総則

- (1) 道路運送車両法の保安基準に適合したものであること。
- (2) 「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（労働省労働基準局長通知、昭和62年2月13日付基発第60号の3）」の「機械式ごみ収集車の構造等に関する安全指導基準」に適合したものであること。

2 車両の種類

回転板式ごみ収集車

3 車両概要

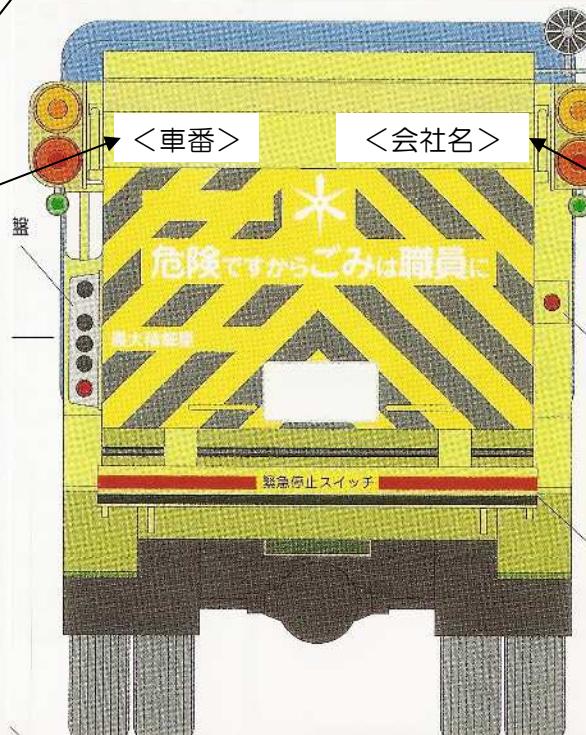
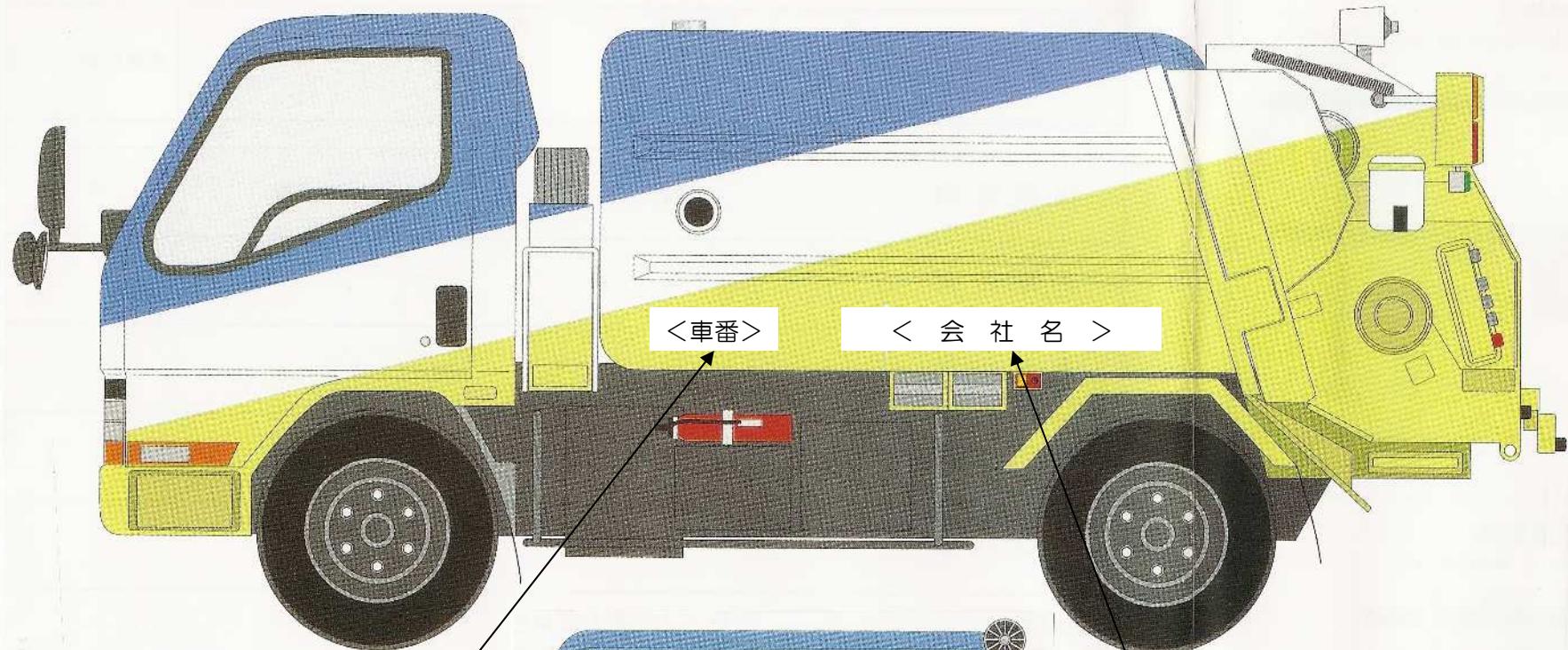
- (1) 全長：5,450mm以下
- (2) 全幅：1,970mm以下
- (3) 全高：2,485mm以下
- (4) 最大積載量：2,000kg以上
- (5) 最小回転半径：5.5m以下
- (6) 荷箱容積：4.0～4.6m³
- (7) 排出方法：ダンプ式又は水平押出式

4 付帯装備及び付属品

- (1) 回転板緊急停止時点灯の警報ランプ（赤色）を運転席に取付け
- (2) 架装後部に機械式緊急停止装置（第3スイッチ）を取付け
- (3) ちり取入れ（ストッパー2個）、簾たて（2本分）の取付け（ボルト付け）
- (4) 音声によるホーンの取付け（バック、左折）
- (5) 広報装置の取付け（マイクアンプ付き）
- (6) デジタルタコグラフ（G P S、速度・エンジン回転数・走行距離・走行時間・走行軌跡を把握する機能を有するもの）の取付け
- (7) バックモニターの取付け
- (8) ドライブレコーダー（収集時の車両前方の走行映像を記録できるもの）の取付け
- (9) スタッドレスタイヤの装備（本市の指示する期間）
- (10) E T C車載器の取付け（仕様書に記載の高速道路走行を予定している台数）
- (11) 積み込み動作は1サイクルで停止する構造とすること（回転板の連続運転は不可とする。）。
- (12) 搬入時に車両管理用I Dタグの取り出しが容易になるようカードクリップ等の取り付け

5 塗装

- (1) 指定3色（日本ペイント（株）の京都市環境政策局指定色）で全塗装すること。
- (2) ボディ左右の指定個所に、会社名を明示すること。
- (3) ボディ後部に本市が指示する車両番号を明示すること。
- (4) ホッパードア追突防止及び危険防止の虎縞模様を入れること。



本市が指定する車番
を明示すること。

- (明示場所)
- ・車両前面
 - ・車両後部
 - ・両側面

会社名を明示すること。

- (明示場所)
- ・車両後部
 - ・両側面